

第74期 定時株主総会招集ご通知

開催情報

日 時 2026年6月24日（水曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所 東京都新宿区新宿一丁目1番13号
当社8階講堂

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

伯東株式会社



インターネット等による議決権行使期限
2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分行使完了分まで



書面による議決権行使期限
2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

当日ご出席の株主様へのお土産の配付はございません。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7433/>



株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、ここに、第74期定時株主総会の開催をご案内申しあげますとともに、2025年度の事業の概況をご報告させていただきます。

当社グループは、2030年のありたい姿を示す「2030ビジョン」のもと、そのマイルストーンの位置付けとして策定した中期経営計画「Hakuto 2028」をスタートし、その初年度におきましては、成長戦略の一環であるM&Aの実行ならびに人的資本経営の強化などに注力してまいりました。2026年度におきましても、「2030ビジョン」に掲げる、顧客の進化を加速させるかけがえのない存在となるべく、中期経営計画達成に向け、グループ一体となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

2026年6月

代表取締役社長執行役員 宮下 環

目 次

第74期定時株主総会招集ご通知	2	第4号議案	取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	15
議決権行使のご案内	4	事業報告		26
第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	連結計算書類		44
第2号議案	監査等委員である取締役3名選任の件	計算書類		46
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	監査報告		48

株 主 各 位

証券コード：7433
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)
東京都新宿区新宿一丁目1番13号

伯東株式会社

代表取締役社長執行役員 **宮 下 環**

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hakuto.co.jp/irinfo/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「伯東」又は「コード」に当社証券コード「7433」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合はインターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2026年6月24日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）		
2 場 所	東京都新宿区新宿一丁目1番13号 当社8階講堂 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)		
3 会議の目的事項	報告事項	1. 第74期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第74期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	
4 議決権行使のご案内	4頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。		
5 交付書面非記載事項	電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては法令及び当社定款の規定に基づき、当社及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会社役員の状況に関する事項のうち、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」「会計監査人の状況」「内部統制システム」「会社の支配に関する基本方針等」 ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」		

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、書面または電磁的方法により議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音につきましては、原則禁止とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

事前質問の受付について

株主様からの事前のご質問を当社ウェブサイトで6月17日(水)までお受けいたします。下記URL又はQRコードよりアクセスいただき、ご質問ください。

https://hakuto-official-form.spiral-site.com/other?_ifbs-other=s1_Input





議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

ご 推 奨



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否をご
表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分行使完了分まで

書面（郵送）による議決権行使について

議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使について

- ① 書面（郵送）とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② 株主様のインターネットの利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。
- ③ パソコン又はスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料金等は、株主様のご負担となります。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

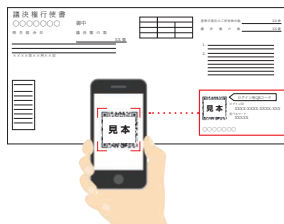
事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主の皆様には、議案の賛否に関わらず、抽選で100名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移します。必要事項を記入しご応募ください。

当選された方には総会后2週間程度で当選通知が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取り下さい。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案について、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

なお、この度当社は、経営に関する意思決定の一層の迅速化とコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ることを目的として、監督と業務執行をより明確に分離したガバナンス体制とするため見直しを行いました。これにより取締役を10名から6名へ減員し、その半数を社外取締役とすることでガバナンスの透明性を向上いたします。詳細は20頁をご覧ください。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	みや した たまき 宮下 環	代表取締役社長執行役員 兼 システムイノベーションカンパニープレジデント	再任
2	え び はら けん 海老原 憲	取締役執行役員 コーポレートインテリジェンスユニットマネージャー 兼 経営企画部長 兼 経理部長 兼 グローバルビジネスユニットマネージャー	再任
3	たか やま いち ろう 高山 一郎	取締役	再任
4	むら た とも ひろ 村田 朋博	取締役	再任 社外 独立
5	お やま しげ のり 小山 茂典	取締役	再任 社外 独立
6	しな だ いち こ 品田 一子		新任 社外 独立

新任

 新任取締役候補者

再任

 再任取締役候補者

社外

 社外取締役候補者

独立

 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	 みやした たまき 宮下 環 (1971年1月21日) 在任期間 7年	2000年 4月 当社入社 2019年 6月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼中華圏機器ビジネス推進担当 2020年 4月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長兼韓国支店長兼中華圏機器ビジネス推進担当 2023年 4月 同取締役執行役員システムプロダクツカンパニープレジデント兼海外事業統括部長 2024年 4月 同代表取締役社長執行役員兼電子・電気機器事業管掌 2026年 4月 同代表取締役社長執行役員兼システムイノベーションカンパニープレジデント (現在に至る)	15,900株

取締役候補者の選任理由等

宮下氏は、海外現地法人の代表としてグローバル視点での経営経験を有し、また電子・電気機器事業の経営責任者としても高い実績を上げ、2024年4月から代表取締役社長を務めております。同氏は、経営環境の変化に迅速に対応し、事業基盤の構築・強化を図り企業価値の向上を目指すためにリーダーシップを発揮し、当社経営を担っていくうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
(会議の出席状況) 取締役会：出席16回（全16回） 指名・報酬委員会：出席7回（全7回）

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	 えびはら けん 海老原 憲 (1968年12月2日) 在任期間 3年	1997年 4月 当社入社 2013年 4月 Hakuto Enterprises Ltd. Director 2015年 6月 当社経営企画統括部経営企画部長 2019年 4月 同経営企画統括部長兼経理部長 2020年 4月 同執行役員経営企画統括部長兼経理部長 2023年 6月 同取締役執行役員経営企画統括部長兼経理部長兼海外事業統括部副統括部長兼海外経営管理担当 2025年 4月 同取締役執行役員コーポレートインテリジェンスユニットマネージャー兼経理部長兼グローバルビジネスユニットマネージャー 2026年 4月 同取締役執行役員コーポレートインテリジェンスユニットマネージャー兼経営企画部長兼経理部長兼グローバルビジネスユニットマネージャー (現在に至る)	4,989株

取締役候補者の選任理由等

海老原憲氏は、伯東グループ全体の経理・財務戦略に加え、IR戦略・IT戦略の統括責任者を務め、また海外現地法人における経営管理責任者を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。同氏は、連結経営管理全般において事業の成長と業績向上に向けた戦略の実現を図るうえで適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
(会議の出席状況) 取締役会：出席16回（全16回）

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	 たかやま いちろう 高山 一郎 (1958年1月3日) 在任期間 26年	1986年 6月 アメリカ合衆国医師国家試験に合格 1990年 5月 日本国医師国家試験に合格 1990年 6月 当社取締役 1996年 6月 同取締役退任 2000年 6月 当社取締役 (現在に至る)	1,056,423株

取締役候補者の選任理由等

高山一郎氏は、米国籍を有する医師として米国に居住し、当社の仕入先とする米国企業の属する社会や文化、慣習について豊富な知識を有していることから、当社が米国をはじめとした海外企業と取引をするうえで有益な助言をいただき、また、一般株主の目線で客観的かつ公正な立場から経営を監督していただけるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
(会議の出席状況) 取締役会：出席15回 (全16回)

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 再任 社外 独立	 むら た ともひろ 村田 朋博 (1968年6月17日) 在任期間 5年	1991年 4月 大和証券株式会社入社 1994年 7月 株式会社大和総研入社 1996年 9月 モルガン・スタンレー証券会社入社 2009年 2月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2015年 6月 山一電機株式会社社外取締役 2021年 6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2025年 9月 フロンティア・マネジメント株式会社顧問 (現在に至る) 2025年 9月 部品好き株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 2026年 6月 SMC株式会社社外取締役 (2026年6月就任予定) 2026年 6月 群栄化学工業株式会社社外取締役監査等委員 (2026年6月就任予定)	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

村田朋博氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識を有しており、事業構造の改革や成長基盤の構築に関して、客観的・中立的な立場からの確かな助言をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定に対し、積極的に関与いただいております。同氏が再任された場合には、引き続きこれらの役割を担っていただくことを期待し、指名・報酬委員会の委員として選任させていただく予定です。
(会議の出席状況) 取締役会：出席16回 (全16回) 指名・報酬委員会：出席7回 (全7回)

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任 社外 独立	 おやま しげのり 小山 茂典 (1957年2月28日) 在任期間 3年	1982年 4月 東北金属工業株式会社（現：株式会社トーキン）入社 2010年 6月 同取締役執行役員 2011年 6月 同取締役執行役員常務 2012年 2月 同代表取締役執行役員社長 2017年 4月 KEMET Corporation Executive Vice President 2021年 7月 公益財団法人トーキン科学技術振興財団理事長 （現在に至る） 2022年 6月 株式会社七十七銀行社外取締役 （現在に至る） 2023年 6月 当社社外取締役 （現在に至る）	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

小山茂典氏は、電子部品メーカーの経営者として豊富な経験と深い技術的知見を有しており、かつグローバルビジネス及び経営に関する造詣も深いことから、客観的・中立的な立場から重要な経営判断に際して、的確な意見表明や助言をいただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定に対し、積極的に議論を牽引いただいており、同氏が再任された場合には、引き続き指名・報酬委員会の委員長の役割を担っていただく予定です。

（会議の出席状況） 取締役会：出席16回（全16回） 指名・報酬委員会：出席7回（全7回）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 新任 社外 独立	 しなだ いちこ 品田 一子 (1967年4月12日)	1990年 4月 株式会社協和銀行（現：株式会社りそな銀行）入社 2014年 4月 株式会社りそな銀行中目黒支店長 2015年 4月 株式会社りそなホールディングス人材サービス部ダイバーシティ推進室長 2016年 4月 同人材サービス部人材育成室長 2018年 4月 同執行役コーポレートコミュニケーション部担当 2021年 4月 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役監査等委員 2026年 6月 因幡電機産業株式会社社外取締役監査等委員 （2026年6月就任予定）	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要等

品田一子氏は、大手銀行グループの経営幹部及び役員として、豊富な経験と高い知見を有しており、殊に自ら女性活躍推進において先駆的な役割を担ってきたことから、当社がダイバーシティ経営を推進するに際して、的確な意見表明や助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合はこれらの経験や知見を活かし、指名・報酬委員会の委員として選任させていただきます。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村田朋博氏、小山茂典氏及び品田一子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の独立性について
当社は、村田朋博氏及び小山茂典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、当社は、新任の品田一子氏の選任が承認された場合には、同氏につきましても独立役員として届け出る予定であります。なお、各氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」（23頁参照。）における独立性の要件を充足しております。
4. 責任限定契約について
当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、高山一郎氏、村田朋博氏、小山茂典氏の再任及び品田一子氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続又は締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の請求にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
6. 取締役会決議があったものとみなす書面決議について
会議の出席状況に記載の各候補者の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	石川 克己 いし かわ かつ き	監査等委員会事務局 新任
2	岡南 啓司 おか なん けい じ	取締役監査等委員 再任 社外 独立
3	加藤 純子 か とう じゅん こ	取締役監査等委員 再任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 新任	 いし かわ かつ き 石川 克己 (1963年8月25日)	1986年 4 月 石川島播磨重工業株式会社（現：株式会社IHI）入社 2006年 4 月 同総務部法務グループ部長 2006年 6 月 千葉倉庫株式会社非常勤取締役 2017年 4 月 株式会社IHI法務部長 2020年 4 月 当社管理統括部法務部長（現：ESG経営推進ユニット法務部長） 2026年 4 月 同監査等委員会事務局（現在に至る）	—

取締役候補者の選任理由等

石川克己氏は、これまで一貫して法的リスク・クライシス対応及びコンプライアンス体制の整備・強化に従事し、安全保障貿易管理を含む法的分野全般において、豊富な経験と高い知見を有していることから、当社の更なるガバナンスやコンプライアンス強化に資する人材と判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任 社外 独立	 おかなん けい じ 岡南 啓司 (1957年1月13日) 在任期間 7年 (うち社外監査役 1年)	1979年 4 月 国税庁入庁 1999年 7 月 札幌国税局調査査察部長 2006年 7 月 国税庁審理室長 2008年 7 月 大阪国税局総務部長 2011年 7 月 福岡国税局長 2012年 6 月 国税庁徴収部長 2013年 9 月 日本蒸留酒造組合専務理事（現在に至る） 2019年 6 月 当社社外監査役 2020年 6 月 同社外取締役監査等委員（現在に至る）	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割等

岡南啓司氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、経営全般に対する監督と有効な助言をいただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

（会議の出席状況） 取締役会：出席16回（全16回） 監査等委員会：出席16回（全16回）

候補者番号	氏名（生年月日）、在任期間	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任 社外 独立	 かとう じゅんこ 加藤 純子 (1974年12月3日) 在任期間 4年	1997年 4月 セイコー電子工業株式会社(現：セイコーインスツル株式会社)入社 2007年 9月 司法試験合格 2008年12月 司法研修所修了 2008年12月 弁護士登録 (現在に至る) 2008年12月 安西法律事務所入所 2017年 4月 渡邊岳法律事務所入所 (現在に至る) 2022年 6月 当社社外取締役監査等委員 (現在に至る) 2026年 6月 株式会社ヤンマキザイ社外取締役監査等委員 (2026年6月就任予定)	—

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割等

加藤純子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務と労務問題に精通し企業経営を統治するに相応しい見識を有しており、経営全般に対する監督と有効な助言をいただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものがあります。

(会議の出席状況) 取締役会：出席16回（全16回） 監査等委員会：出席16回（全16回）

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 岡南啓司氏及び加藤純子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の独立性について

当社は、岡南啓司氏及び加藤純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。なお、両氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」（23頁参照。）における独立性の要件を充足しております。

4. 責任限定契約について

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、石川克己氏の選任及び岡南啓司氏、加藤純子氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続又は締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の請求にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

6. 取締役会決議があったものとみなす書面決議について

会議の出席状況に記載の各候補者の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
社外 独立	 つつみ 堤 あづさ (1972年9月22日)	1995年 4 月 朝日監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入社 1998年10月 公認会計士登録 （現在に至る） 2005年 1 月 有限責任あずさ監査法人大阪事務所入所 2019年 7 月 同法人アドバイザリー事業部 2023年 7 月 堤あづさ公認会計士事務所開業 （現在に至る） 2024年 6 月 DOWAホールディングス株式会社社外監査役 （現在に至る）	—

補欠の社外取締役候補者とした選任理由及び期待される役割の概要等

堤あづさ氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として大手監査法人において、長年会計監査及び会計コンサルティングに従事しており、財務・会計及び内部統制に関する高い専門知識を有していることから、会計面での監査において重要な役割を担うことで、当社のガバナンスやコンプライアンスの更なる強化が期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 堤あづさ氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堤あづさ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の独立性について
当社は、堤あづさ氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。
なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」（23頁参照。）における独立性の要件を充足しております。
4. 責任限定契約について
当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。これにより、堤あづさ氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務に關し責任を負うこと又は当該責任の請求にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、堤あづさ氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は「固定報酬としての基本報酬」、「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」で構成されておりますが、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるために適した報酬制度について検討を行った結果、「譲渡制限付株式報酬」に代えて、新たに、当社の取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役並びに国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とする株式交付信託に基づく業績連動型株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。本議案は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額450百万円以内）とは別枠として、対象取締役に對して株式報酬を支給するものであります。

本議案は、対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、対象取締役が株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本議案の承認可決を条件として、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会においてご承認いただきました、「譲渡制限付株式報酬」の報酬枠については廃止し、以後新たに譲渡制限付株式の付与は行わないことといたします。

本制度の対象となる対象取締役の員数は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1)本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応した事業年度（以下「対象期間」という。なお、当初の対象期間は2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とする。）を対象として、当社が拠出する対象取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位及び業績目標の達成度等に応じて対象取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。なお、本制度に基づき、毎事業年度に対象取締役の役位に応じて当社株式等の交付等を行う「役位固定株式交付ポイント」と、対象期間終了後に中期経営計画の業績達成度に応じて当社株式等の交付等を行う「業績連動株式交付ポイント」の2種類の給付を行うこととします。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記(3)のとおり。）	・ 40百万円に対象期間の年数を乗じた金額 ・ なお、当初の対象期間においては、3事業年度を対象として120百万円（当初の対象期間は2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）
対象取締役へ交付等が行われる 当社株式等の数の上限 （下記(4)のとおり。）	・ 12,000ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数に相当する株式数 ・ なお、当初の対象期間については、3事業年度を対象として36,000ポイントに相当する株式数（当初の対象期間は2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度） ・ 1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整。 ・ 上記の1事業年度あたりのポイント数に相当する株式数（12,000株）の当社発行済株式総数（2026年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.06%
当社株式の取得方法 （下記(3)のとおり。）	・ 本制度に伴う当社株式は、株式市場又は当社（自己株式処分）より取得予定
③ 対象取締役が取得する当社株式等の数の算定方法等 （下記(4)のとおり。）	・ 役位固定部分と業績連動部分に分けて算定 ・ 業績連動部分については、対象期間における中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて0～150%の範囲で変動 ・ 当初対象期間においては、連結売上高、連結営業利益、連結ROE等の財務指標及びエンゲージメントスコア、女性管理職比率等の非財務指標を業績評価指標として採用予定

④ 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(5)のとおり。)	役位固定部分	・ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式を毎事業年度終了後に信託から交付し、交付株式には、取締役のいずれの地位をも退任するまで、譲渡制限を付す ・上記の譲渡制限解除時に、納税資金として、残りのポイント数に相当する数の当社株式について信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付
	業績連動部分	・ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式を対象期間終了後に信託から交付し、交付株式には、取締役のいずれの地位をも退任するまで、譲渡制限を付す ・上記の譲渡制限解除時に、納税資金として、残りのポイント数に相当する数の当社株式について信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付

(2)信託期間

当初の信託期間は、2026年8月（予定）から2029年8月（予定）までの約3年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3)当社が拠出する金員の上限

当社は、対象取締役に対し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出する信託金の上限を、40百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（ただし当初の対象期間は2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、120百万円）としたうえで、かかる信託金を拠出し、対象取締役を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、対象取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、当該対象取締役が受益者要件を満たした場合に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決

議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4)対象取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位固定部分に係る「役位固定株式交付ポイント」及び業績連動部分に係る「業績連動株式交付ポイント」の数により定まります。

①役位固定部分

対象期間中毎年、対象取締役に対して、以下に定める算定式により算出される「役位固定株式交付ポイント」を付与します。

役位別固定株式ポイント＝役位別の株式報酬基準額×30％÷本信託内の当社株式の取得単価

②業績連動部分

対象期間中毎年、対象取締役に対して、以下に定める算定式により算出される「業績連動基礎ポイント」を付与します。業績連動基礎ポイントは対象期間中累計され、当該累計値に業績連動係数を乗じて「業績連動株式交付ポイント」を算出します。業績連動係数は、対象期間における中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて0～150％の範囲で変動します。当初対象期間においては、連結売上高、連結営業利益、連結ROE等の財務指標及びエンゲージメントスコア、女性管理職比率等の非財務指標を業績評価指標として採用することを予定しております。

業績連動基礎ポイント＝役位別の株式報酬基準額×70％÷本信託内の当社株式の取得単価

業績連動株式交付ポイント＝業績連動基礎ポイントの対象期間累計値×業績連動係数

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

本信託の信託期間中に対象取締役に対して付与されるポイント数の上限は、12,000ポイントに対象期間の年数の3を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に対象取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。3事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、36,000ポイントに相当する株式数となります。

なお、上記(3)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、かかる1事業年度当たりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。この上限交付株式数は、上記(3)の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています

(5)対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した対象取締役は、下記に定める時期に、所定の受益権確定手続きを行うことにより、上記(4)に基づき算出されるポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）について交付を受けます。

①役位固定部分　：　毎事業年度終了後

②業績連動部分　：　対象期間終了後

各時期に交付された株式には、対象取締役のいずれの地位をも退任するまで譲渡制限を付すことといたします。

また、上記の譲渡制限解除時に、納税資金として、所定の受益権確定手続きを行うことにより、残りのポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に対象取締役が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役が受けるものとします。

また、信託期間中に対象取締役が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該対象取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6)本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7)本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

当社は、本制度の内容と同内容の株式報酬制度を当社の委任型執行役員に対しても導入することを予定しており、上記信託契約の内容については委任型執行役員を含む内容としております。

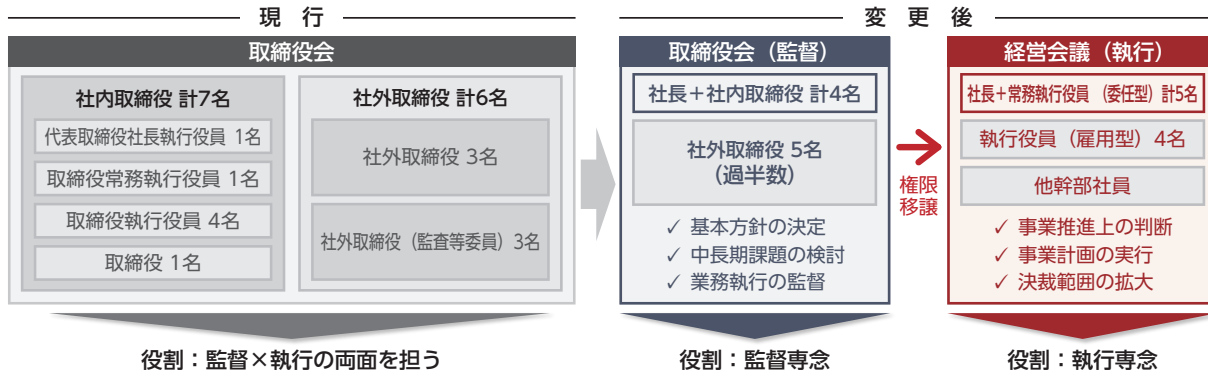
※役員報酬制度改定の概要は20頁をご覧ください。

ご参考

ガバナンス体制の変更



目的：意思決定の迅速化と中長期視点の経営推進を実現する



変更のポイント

① 執行権限の拡大

取締役会の付議議案を大幅に見直し、日常的な事業判断は経営会議に権限移譲する

② 監督と執行の分離

委任型執行役員制度を導入し、取締役会はモニタリングと中長期戦略議論に集中。執行役員が自律的かつ機動的に動ける体制とする

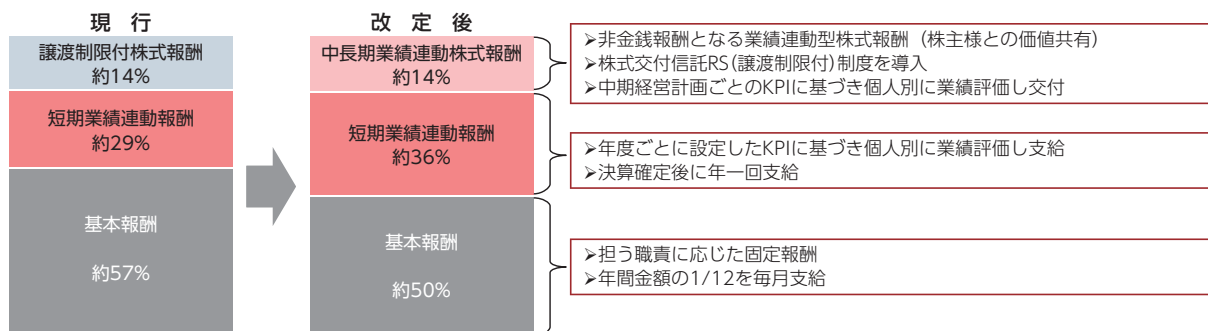
③ ガバナンスの透明性向上

社外取締役を過半数（9名中5名）とし、独立した視点からの監督機能を強化する

役員報酬制度の改定



ポイント：業績連動部分の比率を高め、事業計画の達成、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブ強化を目的とする



（ご参考）取締役候補者及び取締役（監査等委員）のスキルマトリックス

第1号議案及び第2号議案が承認可決されたのちの取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりです。

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らし、中期経営計画の実現に向け、当社の取締役会が意思決定機能及び監督機能を適切に発揮するために、当社役員が有する専門性・経験は以下のとおりです。

氏名	現在の当社における地位	専門性と経験						
		企業経営 経験	マーケ ティング・ 営業	技術・ 開発・製造	人事・ 労務	財務・ 会計	内部 統制	グローバル
宮下 環	代表取締役社長執行役員 指名報酬委員	○	◎	○			○	○
海老原 憲	取締役執行役員	○				◎	○	○
高山 一郎	取締役	○						◎
村田 朋博	取締役 指名報酬委員	○	◎	○				
小山 茂典	取締役 指名報酬委員会委員長	◎	○	○			○	○
品田 一子		○			◎	○	○	
石川 克己	監査等委員会事務局	○					◎	
岡南 啓司	取締役(監査等委員)					◎	○	
加藤 純子	取締役(監査等委員)				◎		○	

◎は主たる専門スキル及び経験

なお、取締役が有する専門性等・期待する分野の選定理由及び定義は次のとおりであります。

	企業経営経験	当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する上で必要となる高度なマネジメント経験や企業経営の経験・実績
	マーケティング・営業	顧客価値向上の観点から、既存のエレクトロニクス事業やケミカル事業、また新規事業についての事業戦略を策定するために不可欠なマーケティング知識や営業経験・スキル
	技術・開発・製造	エレクトロニクス技術商社とケミカルメーカーの複合企業として、差別化された技術、製品及びサービスの提供に必要な技術、開発ならびに製造に関する知見や経験・スキル
	人事・労務	社員価値向上の観点から、人材開発、ダイバーシティの推進をはじめとした人的資本投資や労働安全衛生の確保など、社員が会社を自己実現の場として最大限能力を発揮するために必要な人事・労務管理の知識や経験・スキル
	財務・会計	健全な財務状況の維持、正確な決算情報の開示のみならず、株主価値向上のための資本政策や成長戦略の一つであるM&A推進に必要な財務、会計知識や経験・スキル
	内部統制	当社グループの業務の適正を確保する体制を維持する上で必要な内部統制はじめコンプライアンス、リスクマネジメントに関する知見やスキル
	グローバル	国際価値向上の観点から、成長分野である海外事業戦略の策定や海外企業との取引、海外子会社管理を行う上で必要な海外の異文化、価値観に対する理解や知見、海外勤務経験

(ご参考) 社外役員の独立性に関する判断基準

当社における社外取締役（以下、「社外役員」という。）のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者）又はその業務執行者
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者）又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
4. 当社又は連結子会社の会計監査人である監査法人に所属し、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者
6. 当社の主要株主又はその業務執行者
7. 当社が主要株主である会社の業務執行者
8. 社外役員の相互就任関係にある先の業務執行者
9. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている寄附が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）
10. 最近3年間において、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10までのいずれかに掲げる者（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
12. 当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
13. 最近3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）に該当していた者の配偶者又は二親等以内の親族
14. 上記1から13のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
15. 当社の社外役員として通算の在任期間が8年を超えている者

(注) 1. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

2. 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう。

3. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の職位にある使用人をいう。

以 上

基本方針と3つの戦略

基本方針

顧客優位で価値の向上に取り組む

事業戦略

価値の複合化と新規創出

- 顧客課題に応じたソリューションの複合化
- 全社横断組織で加速する新規事業の創出とスケール化
- M&A・資本提携による新たな価値の獲得

基盤強化戦略

事業戦略を加速する 人材確保とDX投資

- イネーブラーを体現する人材の確保と育成
- 効率化と提供価値の向上を両立するDX

財務・資本戦略

積極的な成長投資と 安定的な株主還元の両立

- 成長と還元のバランスを重視したキャッシュアロケーション
- 資本コストを意識した経営の推進
- DOEの導入による安定的な株主還元

経営目標に対する進捗状況

当社は2026年5月25日付で中期経営計画の目標値について修正をいたしました。
修正後の目標値については、次のとおりです。

	2026年3月期 実績	2029年3月期 目標	
		当初計画	修正計画
売上高	1,811億円	2,500億円以上	2,800億円～3,000億円
EBITDA	78億円	115億円以上	135～155億円
営業利益率	3.4%	4.0%以上（為替影響除く）	
ROE	7.5%	10%以上	
成長施策の粗利益貢献率	—	30%	

政策保有株式について

【政策保有株式に関する方針】

戦略的意義が薄れたものを縮減し、中期経営計画期間中に現在の残高を純資産比率で11.3%（25年3月期）から2%程度までの縮減を目指します。

【政策保有株式の圧縮状況】

26年3月期は一部株式の売却により、連結純資産比率10.8%まで圧縮しました。

今後も引き続き戦略的意義が薄れたものを縮減します。

これにより29年3月期までに政策保有株式の売却による収入として60億円を見込んでおります。

政策保有株式の期中増減要因

	金額	連結純資産比率
2025年3月末残高	73億円	11.3%
売却	△23億円	
株価変動	24億円	
取得	1億円	
2026年3月末残高(a)	75億円	10.8%
売却応諾済かつ未売却(b)	54億円	
(a)-(b)	21億円	3.0%

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、生成AI関連投資の拡大を背景に、総じて底堅く推移しましたが、年度末の中東情勢緊迫化に伴うエネルギー価格の上昇や物流の混乱から、景気は減速傾向にあり、先行きに対する不確実性が一段と高まっております。

我が国の経済におきましては、高水準の賃上げ継続や旺盛な設備投資に支えられ、内需主導の緩やかな回復基調が続きました。その一方で、資源価格の上振れによる原材料コストの負担増加や、物価高が個人消費に与える影響も懸念されており、景気の先行きについては依然として不透明な状況にあります。

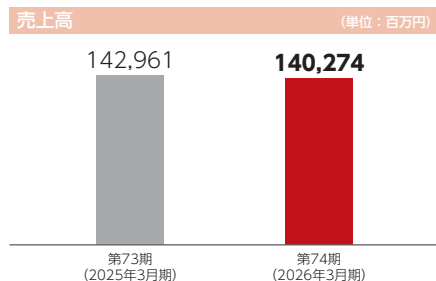
このような状況のもと、当社グループが主力事業を展開するエレクトロニクス業界においては、AIエージェントの実用化に伴うデータセンター向け投資が一段と加速し、先端半導体やメモリの需給逼迫と価格上昇が継続しました。また、在庫調整が一巡した車載・産業機器向け需要も回復基調に転じ、総じて堅調に推移しましたが、部材コストの高騰による民生用機器の収益圧迫や地政学リスクの影響も注視されるなど、市況の二極化が進んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の連結売上高は1,811億78百万円(前期比1.1%減)となりました。損益面につきましては、連結売上総利益は280億80百万円(同0.7%増)となり、連結販売費及び一般管理費として220億円(同10.2%増)を計上した結果、連結営業利益は60億80百万円(同23.2%減)、連結経常利益は55億79百万円(同23.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は50億9百万円(同2.4%減)となりました。

また、1株当たり当期純利益は266円14銭となり、前連結会計年度より6円62銭減少しました。

事業別の概況につきましては、以下のとおりです。

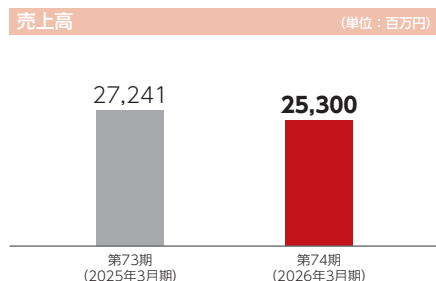
電子部品事業



電子部品事業では、車載関連用途において日系自動車メーカー向け需要の低迷やEVバッテリー向け販売の不振等がみられたほか、民生・モバイル分野の回復も鈍く、売上高は減少しましたが、産業機器分野では顧客の在庫調整に改善の動きがみられ、光部品関連は5G投資等を背景に伸長しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,402億74百万円（前期比1.9%減）となり、販売減少に伴う利益額の減少や為替影響に加えM&A関連費用の計上等により、セグメント利益は39億33百万円（同24.9%減）となりました。

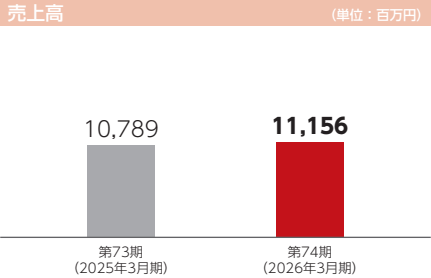
電子・電気機器事業



電子・電気機器事業では、真空関連において半導体工場向け環境測定装置および理化学向け分析装置の販売が引き続き堅調に推移しましたが、PCB関連ではサーバー・PC向けパッケージ基板メーカーの投資抑制が継続し、パワーデバイス向け装置の需要も低下したことから、販売は減少しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は253億円（前期比7.1%減）となり、セグメント利益は20億83百万円（同16.6%減）となりました。

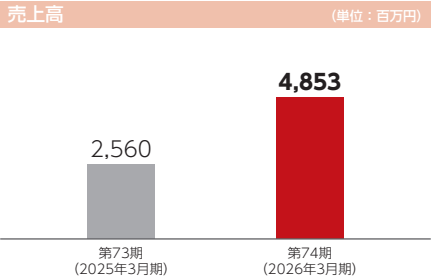
ケミカル事業



ケミカル事業では、紙・パルプ分野において顧客プラントの稼働減や閉鎖により販売が減少しましたが、石油・石化分野では国内向けの販売が比較的堅調に推移しました。化粧品分野でも需要の回復基調が継続し、海外向け出荷の増加などにより化粧品基剤の販売が増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は111億56百万円（前期比3.4%増）となり、セグメント利益は6億25百万円（前期はセグメント損失9百万円）となりました。

その他の事業



その他の事業では、当社の物流管理全般の受託事業および太陽光発電事業に加え、前期下半期から材料調査などの受託分析・試験評価事業を行っております。

この結果、当連結会計年度の売上高は48億53百万円（前期比89.5%増）となりましたが、新規連結子会社に係るのれん償却費や新規事業関連費用の計上などにより、セグメント損失は7億5百万円（前期はセグメント利益1億31百万円）となりました。

事業別売上高

事業別	第73期 (2025年3月期)		第74期 (2026年3月期)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
電子部品事業	142,961	77.9	140,274	77.3
電子・電気機器事業	27,241	14.8	25,300	13.9
ケミカル事業	10,789	5.9	11,156	6.1
その他の事業	2,560	1.4	4,853	2.7
小計	183,553	100	181,585	100
内部取引高	△420	—	△406	—
合計	183,133	100	181,178	100

〈次期の見通し〉

今後の世界経済は、地政学リスクの長期化に伴う資源価格の高止まりや供給制約が常態化する懸念があり、サプライチェーンの再構築を含めた新たなコスト圧力への対応など、次期におきましても不確実性の高い経営環境が続くものと予想されます。

エレクトロニクス業界におきましては、生成AIの利活用シーンの広がりを背景に、AIサーバー向けの先端半導体や次世代メモリの需要が引き続き市場を牽引する見通しです。車載・産業機器向け需要につきましても、在庫調整の一巡を受けて回復基調が継続するものと見込まれます。他方、部材コストの高騰に伴う民生用機器の需要停滞や地政学リスクの影響を注視する必要があり、需要分野によって景気回復の足取りに差が生じる状況が続くものと予想されます。

当社グループは、電子部品事業において、新規商材の開拓・拡充や技術・設計支援、品質機能の強化を通じて、販売拡大に取り組んでまいります。加えて、新たに連結子会社となった海外電子部品商社との連携を通じて、事業拡大とシナジーの早期実現を図ってまいります。

電子・電気機器事業においては、自社ソリューションの強化、新規商材によるポートフォリオの拡充およびエンジニアリング事業の高度化を推進してまいります。

ケミカル事業においては、既存事業の収益性向上とソリューションの拡充を進めるとともに、環境・エネルギー、電子産業およびライフサイエンス領域を中心に新規領域の開拓を進めてまいります。

以上の状況を踏まえて、2027年3月期通期連結業績は、売上高2,250億円（前期比24.2%増）、営業利益88億円（同44.7%増）、経常利益75億円（同34.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益57億円（同13.8%増）を見込んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、11億68百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、M&A資金を確保するため、銀行4行から計160億円の長期借入を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

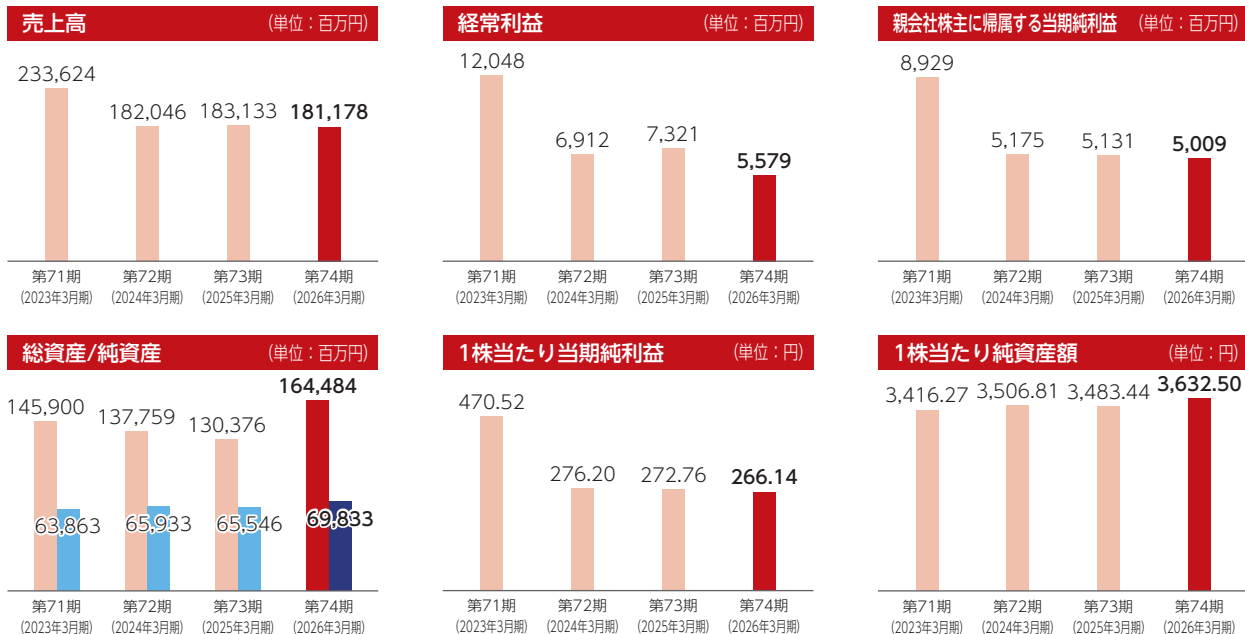
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2026年2月27日付で、Rabyte Pte. Ltd.の発行済株式の76%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

当社は、2026年2月27日付で、第三者割当増資によりRabyte Edge Pvt. Ltd.の株式76%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	期 別	第71期 (2023年3月期)	第72期 (2024年3月期)	第73期 (2025年3月期)	第74期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	233,624	182,046	183,133	181,178
経常利益	(百万円)	12,048	6,912	7,321	5,579
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,929	5,175	5,131	5,009
1株当たり当期純利益	(円・銭)	470.52	276.20	272.76	266.14
総資産	(百万円)	145,900	137,759	130,376	164,484
純資産	(百万円)	63,863	65,933	65,546	69,833
1株当たり純資産額	(円・銭)	3,416.27	3,506.81	3,483.44	3,632.50

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
Hakuto Enterprises Ltd.	22,025千香港ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Singapore Pte. Ltd.	5,000千シンガポールドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Taiwan Ltd.	155,000千台湾ドル	100	電子機器・部品の輸出入
Hakuto Enterprises (Shanghai) Ltd.	108,914千人民元	100	電子機器・部品の輸出入

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2030年に目指す姿として掲げる「顧客の進化を加速させるイネーブラーとして、かけがえのない存在になる」というビジョンの実現に向け、2025年4月に中期経営計画「Hakuto 2028」を策定し、その推進に取り組んでおります。

中期経営計画の2年目においては、顧客の課題に向き合い、持続的な成長及び企業価値の向上を図るため、以下の課題に重点的に対処してまいります。

① 中期経営計画の着実な推進

当社グループは、中長期的な成長拡大と新たな価値創出の実現に向け、本計画を着実に推進してまいります。地政学的リスクの高まりや技術革新の加速など、事業環境が大きく変化する中、当社グループの強みと提案力を高め、事業競争力の向上を図ってまいります。

イ. 事業戦略

顧客課題に応じた提供価値の複合化及び新規事業の創出とスケール化を推進してまいります。新規事業については、ビジネスインキュベーションセンターを軸として、自動認識、医療、エネルギー・環境等の領域において、社内外の知見及び機能を活用しつつ、事業化に向けた検証、開発並びに販売モデルの構築を進めてまいります。

また、各事業においては、商品・技術・サービスを組み合わせた複合的な価値提供の具体化を進めるとともに、注力市場への展開、取扱商材の拡充、自社ソリューションの強化、技術・設計支援や品質機能の強化、アプリケーション開発等を通じて、提案力及び支援機能の強化を図ってまいります。

さらに、M&A戦略の柱として、本年新たに連結子会社となったインド及びシンガポールの電子部品商社との連携を通じて、同社が持つ顧客基盤や技術提案力を活かしながら、成長著しいインド、ASEAN地域での事業展開を加速してまいります。

ロ. 基盤強化戦略

人的資本経営を企業価値向上の中核として位置付け、当社が求める人材の備えるべき能力を「Think（考える力）」「Drive（推進する力）」「Refine（磨く力）」と定義し、自ら考え行動し価値創出をリードできる人材を増やすことで、組織全体の実行力を高めてまいります。また、エンゲージメントサーベイによる改善活動、DX資格取得支援、ラーニングプラットフォームの拡充等に取り組んでまいります。

ハ．財務・資本戦略

資本コストや株価を意識した経営の重要性を踏まえ、資本効率の向上に取り組んでまいります。具体的には、事業別ROICマネジメントを実践し、事業別に定めたKPI達成に向けた重要施策を推進することで、持続的な企業価値向上に努めてまいります。

② 攻めのガバナンスとリスクマネジメント体制の高度化

当社グループは、事業環境の変化に柔軟に対応するため、意思決定の迅速化とリスク対応力の向上に取り組んでまいります。

イ．ガバナンス体制の強化

当社は、経営に関する意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ることを目的として、監督と業務執行をより明確に分離したガバナンス体制へ移行することといたしました。これに伴い、業務執行に関する決裁権限を拡大するとともに、取締役会の過半数を社外取締役が占める構成とし、取締役会のモニタリング機能の充実と業務執行の機動性向上を図ってまいります。

ロ．リスクマネジメント体制の高度化

リスクマネジメント委員会を中心に、グループ横断で重要リスクの把握、分析及び評価を行い、その内容に応じた対応方針の策定、実行及び進捗管理を通じて、リスクマネジメント体制の実効性向上を図ってまいります。

ハ．ESG関連課題への対応

気候変動、人権その他のサステナビリティ課題を重要な経営課題と位置づけ、関連する取組みの推進及び統合報告書による情報開示の充実を図るとともに、事業活動を通じた社会課題の解決と企業価値の向上の両立に努めてまいります。

当社グループは、以上の課題に着実に対処することにより、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 54,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,137,213株 (前事業年度末比 増減なし)
(うち、自己株式の数 2,310,823株)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 24,612名 (前事業年度末比 2,034名減)
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人高山国際教育財団	4,226.2	22.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,285.3	6.82
高山一郎	1,056.4	5.61
高山健	1,056.4	5.61
高山龍太郎	1,056.3	5.61
伯東従業員持株会	543.3	2.88
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	241.0	1.28
JP MORGAN CHASE BANK 385781	146.3	0.77
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	136.8	0.72
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	130.3	0.69

- (注) 1. 持株数は、百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数 (18,826,390株) を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（非業務執行取締役及び監査等委員を除く）	9,600株	6名
社外取締役（監査等委員を除く）	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、40頁「②ロ．当事業年度に係る取締役の報酬等の総額」に記載しております。

⑦ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年1月31日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員が経営への参画意識をより高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで中長期的な企業価値の向上及び持続的な株主価値の向上を図ることを目的として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。当期においては、2025年5月19日開催の取締役会において、自己株式の処分を行うことについて決議し、2025年6月18日付で本自己株式1,200株（4百万円）の処分が完了いたしました。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	宮 下 環	電子・電気機器事業管掌
取締役常務執行役員	新 徳 布 仁	ESG経営推進ユニット管掌兼伊勢原事業所長兼コンプライアンス担当兼支店（管理関係）担当 伯東ロジスティクス株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	石 下 裕 吾	デバイス事業管掌兼デバイス営業推進本部長
取締役執行役員	海 老 原 憲	コーポレートインテリジェンスユニットマネージャー 兼 経理部長兼グローバルビジネスユニットマネージャー
取締役執行役員	松 浦 努	事業企画室管掌兼リスク管理担当
取締役執行役員	高 橋 秀 樹	ケミカルソリューションカンパニープレジデント兼営業本部長兼イノベーション推進本部長
取締役	高 山 一 郎	
社外取締役	村 田 朋 博	部品大好き株式会社代表取締役社長
社外取締役	南 川 明	
社外取締役	小 山 茂 典	公益財団法人トーキン科学技術振興財団理事長 株式会社七十七銀行社外取締役
社外取締役 （常勤監査等委員）	山 元 文 明	
社外取締役 （監査等委員）	岡 南 啓 司	日本蒸留酒酒造組合専務理事
社外取締役 （監査等委員）	加 藤 純 子	弁護士

- （注） 1. 取締役（監査等委員）山元文明氏及び岡南啓司氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わることで培われた豊富な経験と知識を有しており、財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
 - ・岡南啓司氏は、長年にわたり国税庁・国税局において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、税務はもとより財務及び会計をはじめとした経営管理全般の知見を有しております。
2. 当社は、取締役村田朋博氏、南川明氏及び小山茂典氏並びに取締役（監査等委員）山元文明氏、岡南啓司氏及び加藤純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）山元文明氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 2026年4月1日をもって、次のとおり地位及び担当に異動がありました。

氏 名	地位及び担当
宮下 環	代表取締役社長執行役員兼システムイノベーションカンパニープレジデント
新徳 布仁	取締役常務執行役員ESG経営推進ユニット管掌兼コンプライアンス担当兼支店(管理関係)担当
石下 裕吾	取締役執行役員電子部品事業管掌兼デバイス営業推進本部長
海老原 憲	取締役執行役員コーポレートインテリジェンスユニットマネージャー 兼 経営企画部長兼経理部長兼グローバルビジネスユニットマネージャー
高橋 秀樹	取締役執行役員ケミカルソリューションカンパニープレジデント兼営業本部長

② 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬および中長期インセンティブとして付与される譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非業務執行取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

業務執行取締役の業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の基本報酬に対する報酬構成比率の目安は、以下のとおりといたします。

基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝1：0.5：0.25

※業績連動報酬の上記比率は、上限額が支給された場合であり、業績指標（KPI）の達成度合いに応じて0～0.5の範囲で変動いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業務執行取締役に対する業績連動報酬は、単年度の業績指標（KPI）の達成度合いに応じて、役員賞与として定時株主総会終了後1ヶ月以内に支給いたします。業績指標は、中期経営計画の重要な経営指標としている営業利益とROEを採用し、ROEの達成すべき水準(下限)を5%と定め、その水準を満たした場合、当該事業年度の営業利益の実績に基づき、営業利益額に所定の乗率を掛け、業績連動報酬原資を算出いたします。但し、業績連動報酬原資の上限は、支給対象取締役の基本報酬総額の50%といたします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとし、また、株主との価値共有を進めるために、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会の決議により導入した譲渡制限付株式報酬制度(取締役退任後に譲渡制限解除)に基づき、業務執行取締役に対して、年額70百万円以内（ただし使用人分給与を含まない）の金銭報酬債権を毎年一定の時期に支給いたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬原資の配分割合については、上位の役位ほど配分ウェイトを高く設定し、業績指標の達成度合いに応じ、基本報酬の0%～50%の範囲内で支給いたします。

譲渡制限付株式報酬は、役位に応じ、基本報酬の約20%～30%相当額を支給いたします。

e. 報酬等の決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の評価配分といたします。委任を受ける理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。代表取締役社長は、当該決定にあたっては、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会からの答申内容を尊重するものといたします。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議いたします。

ロ. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	221 (23)	131 (23)	55 (一)	33 (一)	10 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (31)	31 (31)	— (一)	— (一)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	252 (54)	162 (54)	55 (一)	33 (一)	13 (6)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬については、単年度の業績指標（KPI）の達成度合いに基づき支給いたします。業績指標は、中期経営計画の重要な経営指標としている営業利益とROEを採用し、ROEの達成すべき水準(下限)を5%と定め、その水準を満たした場合、当事業年度の営業利益の実績に基づき、営業利益額に所定の乗率を掛け、業績連動報酬原資を算出いたします。但し、業績連動報酬原資の上限は、支給対象取締役の基本報酬総額の50%といたします。
- 個別の業績連動報酬等の額については、役位別に設定されたポイントに基づき、配分を決定しております。なお、当事業年度の連結営業利益は6,080百万円であり、連結ROEは7.5%でありました。
3. 非金銭報酬等については、譲渡制限付株式を支給しております。割当ての際の条件等は、38頁、39頁「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は36頁「⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会において、年額450百万円以内と決議いただいております。また、上記報酬の枠内で、同総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額を、取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。）について、年額70百万円以内と決議いただいております。なお、上記各決議時において、取締役（監査等委員を除く）の員数は9名（うち非業務執行取締役1名、社外取締役2名）でありました。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役（監査等委員）の員数は3名でありました。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役村田朋博氏は部品大好き株式会社の代表取締役社長であります。当社と部品大好き株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役小山茂典氏は、公益財団法人トーキン科学技術振興財団の理事長であります。当社と公益財団法人トーキン科学技術振興財団との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）岡南啓司氏は、日本蒸留酒酒造組合の専務理事であります。当社と日本蒸留酒酒造組合との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小山茂典氏は、株式会社七十七銀行の社外取締役であります。当社と株式会社七十七銀行との間に特別な関係はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	村田 朋博	主に経営コンサルタントとしての見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。 (会議の出席状況) 取締役会 16/16回 (100%)、指名報酬委員会 7/7回 (100%)
社外取締役	南川 明	主にエレクトロニクス業界のアナリストとしての見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。 (会議の出席状況) 取締役会 15/16回 (93.8%)
社外取締役	小山 茂典	主に電子部品メーカーの経営者としての見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。 (会議の出席状況) 取締役会 16/16回 (100%)、指名報酬委員会 7/7回 (100%)
社外取締役 (常勤監査等委員)	山元 文明	主に複数の企業で経営及び監査に携わってきた見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。また、監査等委員会の委員長として、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。加えて、常勤の監査等委員として、上記取締役会、監査等委員会のほか、常務会などの重要な会議に出席し、必要な助言、提言を適宜行っております。 (会議の出席状況) 取締役会 16/16回 (100%)、監査等委員会 16/16回 (100%)
社外取締役 (監査等委員)	岡南 啓司	主に国税庁・国税局において要職を歴任した見地から、取締役会において意見を述べており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の適正な意思決定を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会の委員として、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 (会議の出席状況) 取締役会 16/16回 (100%)、監査等委員会 16/16回 (100%)
社外取締役 (監査等委員)	加藤 純子	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において意見を述べており、取締役会の透明性・遵法性を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会の委員として、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 (会議の出席状況) 取締役会 16/16回 (100%)、監査等委員会 16/16回 (100%)

(注) 上表に記載の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は2025年4月に公表いたしました中期経営計画「Hakuto 2028」において、株主還元方針として積極的な成長投資と安定配当をベースとした株主還元強化の両立を目指し、配当性向70%程度に加え、DOE（純資産配当率）5%の配当下限値を設定しております。

これらの方針と当期の業績を踏まえ、2026年5月12日開催の取締役会において、期末の配当金を1株あたり100円とさせていただくことを決議いたしました。これにより、2025年12月に中間配当金として1株当たり100円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は200円、配当性向は75.1%、DOEは5.6%となりました。

次期の配当金につきましては、1株当たり中間配当110円、期末配当110円の年間220円の普通配当を予定しております。

なお、当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本としております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については、小数点第2位以下を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	127,068	流動負債	67,358
現金及び預金	18,957	支払手形及び買掛金	21,795
受取手形、売掛金及び契約資産	51,652	電子記録債務	755
電子記録債権	5,216	短期借入金	33,231
商品及び製品	44,496	リース債務	456
仕掛品	96	未払法人税等	1,579
原材料及び貯蔵品	1,718	賞与引当金	2,308
その他	5,016	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△85	製品保証引当金	9
固定資産	37,415	その他	7,161
有形固定資産	7,710	固定負債	27,293
建物及び構築物	1,699	長期借入金	24,147
機械及び装置	1,080	リース債務	196
土地	3,053	繰延税金負債	2,044
その他	1,876	役員退職慰労引当金	72
無形固定資産	17,618	退職給付に係る負債	394
のれん	16,063	その他	437
その他	1,555	負債合計	94,651
投資その他の資産	12,086	(純資産の部)	
投資有価証券	8,557	株主資本	55,980
投資不動産	1,803	資本金	8,100
繰延税金資産	600	資本剰余金	2,548
その他	1,159	利益剰余金	50,056
貸倒引当金	△35	自己株式	△4,724
資産合計	164,484	その他の包括利益累計額	12,406
		その他有価証券評価差額金	4,711
		繰延ヘッジ損益	13
		為替換算調整勘定	7,514
		退職給付に係る調整累計額	166
		非支配株主持分	1,446
		純資産合計	69,833
		負債純資産合計	164,484

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		181,178
売上原価		153,098
売上総利益		28,080
販売費及び一般管理費		22,000
営業利益		6,080
営業外収益		
受取利息及び配当金	360	
受取家賃	46	
持分法による投資利益	15	
その他	182	604
営業外費用		
支払利息	428	
売上債権売却損	20	
為替差損	609	
その他	47	1,105
経常利益		5,579
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	2,189	2,198
特別損失		
固定資産除売却損	2	2
税金等調整前当期純利益		7,775
法人税、住民税及び事業税	2,553	
法人税等調整額	212	2,765
当期純利益		5,009
親会社株主に帰属する当期純利益		5,009

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,466	流動負債	49,014
現金及び預金	3,695	電子記録債務	755
受取手形	890	買掛金	14,259
電子記録債権	5,207	短期借入金	19,800
売掛金	33,944	1年内返済予定の長期借入金	7,695
商品及び製品	32,184	リース債務	22
仕掛品	22	未払金	1,524
原材料及び貯蔵品	1,546	未払費用	519
前渡金	1,237	未払法人税等	1,164
前払費用	442	契約負債	1,207
未収入金	553	預り金	35
その他	743	賞与引当金	1,866
貸倒引当金	△4	役員賞与引当金	57
固定資産	41,823	製品保証引当金	9
有形固定資産	5,173	その他	95
建物	783	固定負債	23,878
構築物	8	長期借入金	23,035
機械及び装置	844	リース債務	30
車両運搬具	13	繰延税金負債	719
工具、器具及び備品	522	役員退職慰労引当金	1
土地	2,845	長期預り保証金	20
リース資産	47	その他	71
建設仮勘定	107	負債合計	72,892
無形固定資産	689	(純資産の部)	
借地権	15	株主資本	44,675
ソフトウェア	672	資本金	8,100
その他	1	資本剰余金	2,548
投資その他の資産	35,960	資本準備金	2,532
投資有価証券	7,537	その他資本剰余金	16
関係会社株式	27,089	利益剰余金	38,751
関係会社出資金	178	その他利益剰余金	38,751
破産更生債権等	1	圧縮記帳積立金	0
前払年金費用	186	別途積立金	16,000
その他	992	繰越利益剰余金	22,751
貸倒引当金	△25	自己株式	△4,724
資産合計	122,289	評価・換算差額等	4,721
		その他有価証券評価差額金	4,708
		繰延ヘッジ損益	13
		純資産合計	49,397
		負債純資産合計	122,289

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		147,779
売上原価		127,586
売上総利益		20,192
販売費及び一般管理費		15,737
営業利益		4,455
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,474	
その他	149	1,623
営業外費用		
支払利息	415	
売上債権売却損	20	
為替差損	487	
その他	21	944
経常利益		5,134
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	2,189	2,194
特別損失		
固定資産除売却損	0	0
税引前当期純利益		7,328
法人税、住民税及び事業税	2,072	
法人税等調整額	△21	2,051
当期純利益		5,277

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 神山 卓樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 濱田 環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伯東株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伯東株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

伯東株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 神 山 卓 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 濱 田 環
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伯東株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務し取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と、意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、監査等委員会を毎月開催し、取締役会の議題について事前検討、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

伯東株式会社 監査等委員会

社外取締役	常勤監査等委員	山 元 文 明 ㊞
社外取締役	監査等委員	岡 南 啓 司 ㊞
社外取締役	監査等委員	加 藤 純 子 ㊞

以 上

経営理念

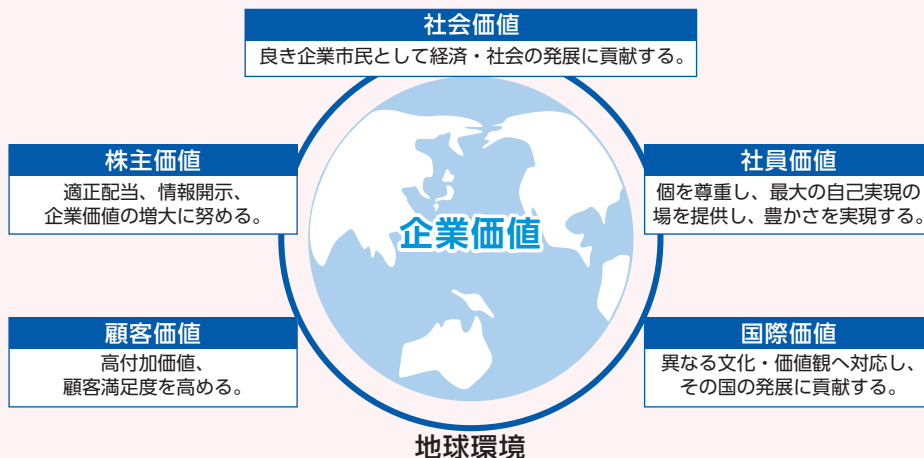
経営理念と行動指針

社 是

われわれは、社業の正しい営みを通し、
国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、
併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。

企業価値とは

社会の公器として地球環境に配慮し企業価値を高めることを目指す。



1. 会社は社会の公器であり、透明性を持ち公明正大に自らを律し、社会から信頼される事業活動を行う。
2. 自社のための事業活動だけではなく、環境保護に努め、社会への義務はもとより、良き企業市民として社会貢献を行う。

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都新宿区新宿一丁目1番13号 **当社8階講堂**

交通機関

地下鉄 東京メトロ丸ノ内線
新宿御苑前駅2番出口 徒歩約3分



アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。